

11.年金ご送金のお知らせについて

Q1 「年金ご送金のお知らせ」の見方を教えてください。

A1 「年金ご送金のお知らせ」は年金受給中の方に毎年6月の送金に合わせて送付しています。また、年金支払額に変更が生じた場合や、受取金融機関が変更になった場合の初回送金時にも送付しています。「年金ご送金のお知らせ」では、ご送金時点(この例では令和3年6月1日支払)から翌年4月(年6回)にお支払いする1年分の予定額をお知らせしています。

年金ご送金のお知らせ

全国信用金庫厚生年金基金
厚生年金基金規約に基づき、3年6月期支払分として、下記金額を令和3年6月1日にご送金するよう
お手続きいたしましたので通知申し上げます。
三井住友信託銀行 年金信託部
ご照会番号 0100 -9999999

年金支払額	200,000 円
所得税額	3,828 円
差引支払額	196,172 円

今回のご送金額(この例では令和3年6月1日支払)

ご送金方法

銀行名	●●信用金庫
支店名	△△支店
預金種目	普通
口座番号	XXX****
口座名義人	基金 太郎
ご送金額	196,172 円

ご退職や年齢到達等により支払内容が変わる場合、改めて「年金ご送金のお知らせ」を送付します。

今回ご送金後、令和4年4月期までのご送金予定は下記の通りとなります。下記の下記の予定に変更があった場合には改めてご通知申し上げます。

ご送金日	令和3年8月2日	令和3年10月1日
年金支払額	200,000 円	200,000 円
所得税額	3,828 円	3,828 円
ご送金額	196,172 円	196,172 円

令和3年12月1日	令和4年2月1日	令和4年4月1日
200,000 円	200,000 円	200,000 円
3,828 円	3,828 円	3,828 円
196,172 円	196,172 円	196,172 円

*このお知らせに表示されている所得税額のうち、平成25年分以降のお支払いにつきましては、復興財源確保法に基づく税額(復興特別所得税)が含まれております。

来年1月以降のご送金額は当年の扶養親族等申告書の提出状況をもとに算出しています。ご送金額が変わる場合は改めてご案内いたします。

以下の(例)などの処理を行ったことにより、年金支払額に変更が生じた場合は、「年金ご送金のお知らせ」を改めて三井住友信託銀行より送付します。

- (例)
- 在職年金受給者が退職
 - 雇用保険の基本手当等による支給調整の開始または終了
 - 在職中の報酬月額変更や賞与支給の有無による停止額の変更
 - 老齢厚生年金の受給開始年齢到達による年金額改定

年金が一定額を超えた方へ11月末にお送りする「扶養親族等申告書」の申告内容に基づき所得税額を計算するため、ご送金額に変更が生じた場合には、改めて「年金ご送金のお知らせ」を送付します。

受取金融機関に変更があった場合は、その都度「年金ご送金のお知らせ」を送付します。

11.年金ご送金のお知らせについて

Q2 今後の支払予定欄で、来年の2月と4月分について所得税が引かれているのはなぜですか。

A2

信用金庫年金の年金は所得税法上、雑所得とされ、所得税および復興特別所得税がかかります。「年金ご送金のお知らせ」送付時点で来年1年間に支払われる年金額が源泉徴収の対象となる金額(65歳未満の場合は108万円以上、65歳以上の場合は80万円以上)の場合に所得税等が引かれて表示されます。

～よくある例～

- 特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢に到達し信用金庫年金から支払われる年金額が増えた場合
- 在職年金を受給していた方が退職により、在職による支給停止が解除され、信用金庫年金から支払われる年金額が増えた場合
→今年の支給年金額は源泉徴収の対象となる額に満たないが、来年の支給年金額は源泉徴収の対象となる額を超える場合、来年2月以降は所得税額が表示されます。
- 年金額が80万円以上108万円未満で来年65歳*になる方の場合
→今年の12月までは源泉徴収されませんが、来年2月以降は源泉徴収の対象となるため、所得税額が表示されます。

* 扶養親族等申告書が適用される年の12月31日時点の年齢

※来年新たに源泉徴収の対象となる方には11月末ごろ発送される扶養親族等申告書を提出いただくことで、申告内容に基づき各控除を適用した税額計算を行います。その結果、来年2月以降の支給分の税額が変更となる場合は改めて「年金ご送金のお知らせ」を送付します。

11.年金ご送金のお知らせについて

Q3 今後の支払予定欄を見ると、途中で年金額が減っているのはなぜですか。

A3

CB加算年金(有期年金)の受給期間(5,10,15,20年)が年度の途中で終了することが考えられます。この場合、今後の支払予定欄の年金額はCB加算年金を差し引いた額が表示されます。なお、CB加算年金以外の年金(基本年金、DB加算年金)については終身受けられます。
※CB加算年金の年金額・受給期間は年金証書の裏面や、年金裁定通知書に記載されていますのでご確認ください。

Q4 3月末で退職したため、年金額が増えると思うのですが、6月に届いた「年金ご送金のお知らせ」の1年間の支払予定額が今までと変わらないのはなぜですか。

A4

毎年6月の年金送金に合わせて「年金ご送金のお知らせ」を送付していますが、年金額は送付時に手続きが完了している年金額に基づいた金額が記載されます。送付後に、退職による年金額の改定や、老齢厚生年金の受給権発生による基本年金の増額改定などの手続きが終了し、今後の支払予定額が変更となる場合は、改めて年金ご送金のお知らせが送付されます。

Q5 今後の支払予定欄を見ると、来年の4月までしか支払予定の記載がありません。4月で支払いが終了してしまうのですか。

A5

「年金ご送金のお知らせ」は、毎年6月の年金送金時に翌年4月までにお支払いする1年分(4月分～翌3月分の年金)の支払予定額を記載しています。したがって、翌年の6月以降の支払予定額については、新たにご送金のお知らせが翌年6月に送付されます。なお、信用金庫年金の年金はCB加算年金を除き終身年金です。